

米国関税措置に伴う相談窓口 Q&A
(2025 年 4 月 14 日現在)

Q1. 今般の米国による自動車及び自動車部品への関税措置の内容はどのようなものか。

1. 自動車については、日本時間の 4 月 3 日（木）13 時 1 分（米国東部時間 4 月 3 日午前 0 時 1 分）以降、自動車部品については、米国東部時間 2025 年 5 月 3 日午前 0 時 1 分以降に通関するものに、その他の関税に加えて 25%の関税が賦課されました。
2. 例えば、自動車に関しては 25%の追加関税が課されますが、現在の米国の自動車への関税は 2.5%のため、追加関税の発効で 27.5%となります。
3. 米国政府による関税措置の最新情報は、ジェトロのビジネス短信などをご参照ください。

【参考】ジェトロビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

Q2. 今般の米国による相互関税の内容はどのようなものか。

1. 米国東部時間 4 月 5 日午前 0 時から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律 10%のベースライン関税が課されることとなりました（既存（4/5 以前）の関税率 +10%）。
2. また、米国東部時間 4 月 9 日午前 0 時から、そのベースライン関税を、国・地域にそれぞれ設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は 24%など）が課されましたが、トランプ大統領が 4 月 10 日以降、中国を除く 56 の国・地域に対して 90 日間引き上げを停止すると発表しました。よって、相互関税については、銅、木材、半導体、医薬品等の除外品目を除く品目に一律 10%のベースライン関税のみ適用されている状況です。
3. さらに、4 月 11 日には当初の発表に含まれていなかったスマートフォン等の製品も相互関税の対象外とする旨を明確化した大統領覚書が発表されました。
4. なお、相互関税は、1962 年通商拡大法 232 条に基づき追加関税の対象となっている自動車・自動車部品、鉄鋼・アルミ製品など一部の品目には、適用されていません。
5. 米国の関税措置は急遽変更されることがありますので、最新情報はジェトロのビジネス短信などをご参照ください。

【参考】ジェトロビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

Q3. 影響を受ける日本企業とその影響内容は。

1. 米国市場に対して、一定の輸出入をしている企業が、特に影響を受ける可能性があると思定されますが、それ以外の範囲に影響が拡大する可能性も考えられます。
2. これらの影響の内容は、関税支払い額の増加による輸出事業者のコスト負担に加え、販売価格の上昇に伴う需要減や、販売価格の据え置きによるコスト削減の必要性向上などが想定される
ところ、現時点でどのような影響内容になるかは未だ不透明であり、影響の詳細をしっかりと把握していくことが重要です。

Q4. 日本政府としての対応策は。

1. 政府では、引き続きの対米交渉、そして短期的な影響への支援や備え、また産業界への影響把握などを実施しています。
2. 短期的支援としては、相談窓口の設置、日本公庫のセーフティネット貸付の要件の緩和などの資金繰り支援、そして中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化のための支援などを実施しています。

Q5. 他にもどのような相談窓口があるのか。

1. 企業が相談できる窓口としては、各地方経済産業局、全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構、JETRO、NEXI などがあります。
2. これらの機関では、貿易や経営に関する相談を受け付けており、必要に応じて専門家の紹介や支援策の案内を行っております。また、企業の声を集めて政府に伝える役割も果たしております。
3. これら相談窓口の一覧は経済産業省ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認ください。

【参考】経済産業省・米国関税対策ポータルサイト

[米国関税対策（METI/経済産業省）](#)

Q6. JETRO ではどのような相談を受け付けているのか。輸出取引に関する影響は JETRO に相談すればよいのか。

1. JETRO では、主に貿易実務や各国の制度情報の提供の観点から、「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を本部、米国、カナダ、メキシコ、中国をはじめとした全海外事務所、全国 49 カ所（大阪本部含む）の国内事務所に設置し、本部には北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たっています。
2. 詳細は JETRO のウェブサイトをご覧ください。直近で 4 月 18 日（金）14:00～15:00 に JETRO が緊急オンラインウェビナーを開催し、米国の関税措置の解説や日系企業からよく寄せられるご質問等を紹介しますので、奮ってご参加ください（参加申込〆切：4 月 16 日（水）17:00 締切）。

【参考】JETRO「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口の設置について」

<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/9ee6ccdc1091f34b.html>

【参考】JETRO【緊急ウェビナー】「トランプ政権の関税政策：企業が知っておくべきポイント」

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trump2_administration.html

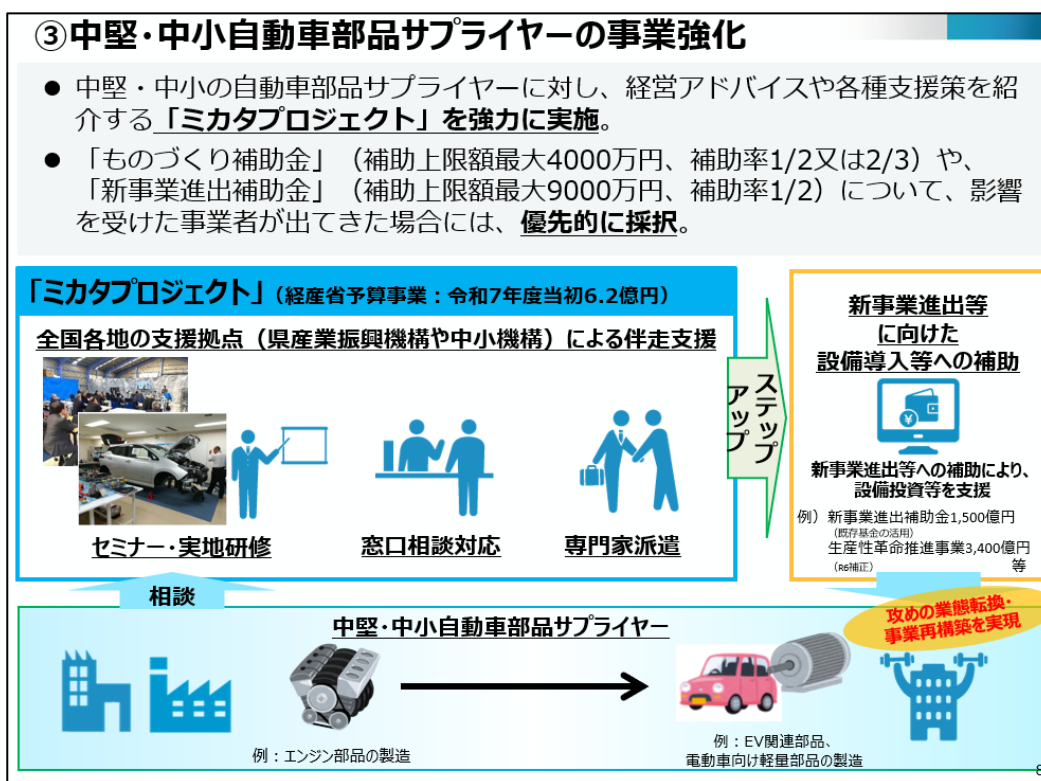
Q7. 日本政策金融公庫等の「セーフティネット貸付」の要件が緩和されるとのことだが、どのような内容か。どうしたら利用できるのか。

1. 「セーフティネット貸付」は、「社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者」を対象としています。
2. 本来は「最近 3 ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて 5 %以上減少」等の数値要件がありますが、米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者（自動車業界の事業者に限らない）については、この数値要件を満たさずとも対象要件を満たしていると考え、要件緩和を実施しました。
3. 具体的な相談につきましては、日本政策金融公庫等の窓口に御相談ください。

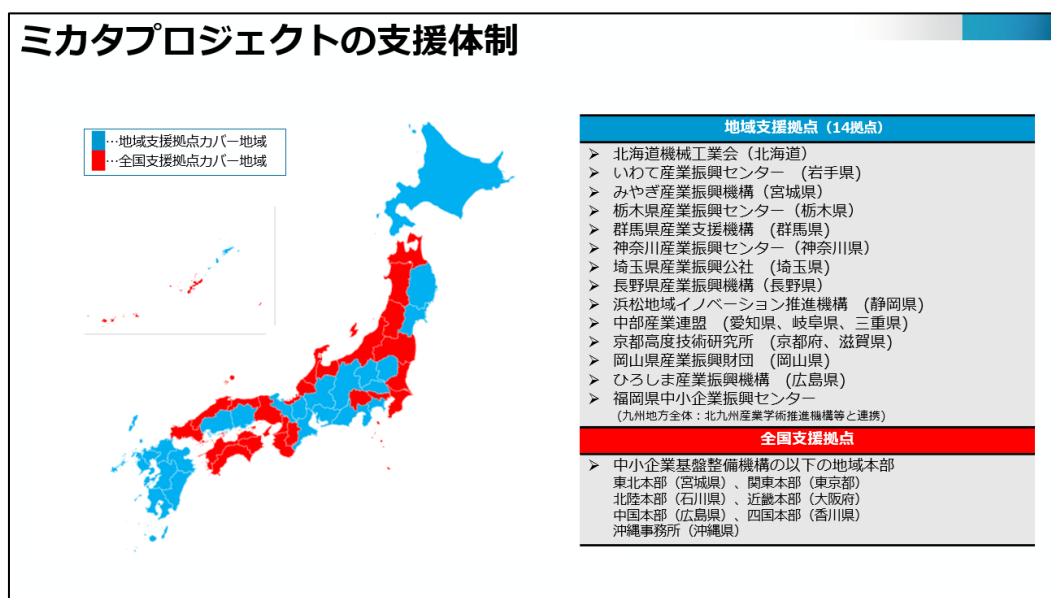
Q8. 「ミカタプロジェクト」とはどのようなプロジェクトか。具体的な相談を受け付けてもらえるのか。

1. 中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化のため、経営アドバイスや各種支援策を紹介するプロジェクトです。
2. 具体的には、自動車産業集積地の県産業振興機構や中小機構に設置している支援拠点におけるセミナーや実地研修、相談対応を通じて、サプライヤーの事業強化に向けた取組をサポートします。
3. 今回の追加関税措置に伴い生じた経営上の課題等に関するご相談にも丁寧に対応いたします。

【参考】ミカタプロジェクトの事業概要



【参考】ミカタプロジェクトの支援体制



Q9. 「ものづくり補助金」「新事業進出補助金」において、優先採択措置が講じられるとのことだが、具体的内容や公募スケジュールは。

1. ものづくり補助金は、中小企業等の生産性向上や持続的な賃上げに向けて、革新的な新製品・新サービスの開発等に必要な設備投資・システム構築等を支援する事業です。具体的な措置については現在検討中ですが、関税の影響を受けた自動車産業等の事業者様については審査時に考慮される予定です。
2. 新事業進出補助金は、中小企業・小規模事業者の、既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援する事業です。具体的な措置については現在検討中ですが、関税の影響を受けた自動車産業等の事業者様については審査時に考慮される予定です。なお、公募スケジュールについても未定ですが、4 月中の公募開始に向けて中小企業庁において準備を進めているところです。

Q10. 日本貿易保険（NEXI）による資金調達等の支援とはどのような内容か。どうしたら利用できるのか。

1. 日本貿易保険（NEXI）では海外事業資金貸付保険を活用し、自動車サプライチェーンをはじめとする日系子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本企業の資金調達を支援します。銀行等が行う融資等の返済不能等による損失をカバーするものです。融資に際して銀行等が NEXI に申し込むことで利用できます。
2. 他に、NEXI の輸出保険（貿易一般保険等）において、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由となりませんが、関税措置決定前に有効な保険契約に対しては、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とします。
3. 詳細については、NEXI までお尋ねください。

【参考】米国の自動車関税引き上げにより影響を受けるお客様への支援について

<https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/202504020733.html>